

平成 30 年度国産ジビエ認証委員会設置要領

1 目的

国産ジビエの利用拡大に当たっては、ジビエが消費者から信頼される食品であることが必要であり、安全性の確保、流通規格の遵守、トレーサビリティの確保が重要である。このため、農林水産省では平成 30 年 5 月に「国産ジビエ認証制度」（30 農振第 436 号 農村振興局長通知）を定めたことから、その制度の運用に当たり、捕獲から消費まで幅広いジビエの流通に関する知識・経験を有する者で構成する「国産ジビエ認証委員会」を設置し、認証機関の審査、認証制度の普及、JAS 規格化に向けた検討を行う。

2 委員

- (1) 委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 委員長は委員の互選とし、委員会の議事を行う。
- (3) 委員長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (4) 委員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- (5) 委員長は、必要に応じ委員長代理を指名することができる。
- (6) 委員の都合がつかない場合、代理出席を認める。
- (7) 委員会の決定により、新たな委員を任命できる。
- (8) 委員は、委員が所属する機関等が認証機関に申請した場合は、その審査から外れる。

3 認証部会

- (1) 委員会の中に、認証機関の登録に係る事前審査を行う認証部会を設置する。
- (2) 認証部会は、委員から選任する。
- (3) 認証部会は、認証申請機関の申請書類を事前審査し、その結果を委員会で報告する。

4 公開及び機密保持

- (1) 委員会の会議は非公開とする。
- (2) 議事概要等も、原則として非公開とするが、求めに応じて公開する。
- (3) 認証部会は、委員会に報告するための内部検討であることから、会議及び議事概要ともに非公開とする。
- (4) 委員は委員会における審査内容等を漏らしてはならない。

5 運営

- (1) 運営事務局は（株）一成が行う。ただし、運営に当たっては、農林水産省農村振興局農村政策部農村環境課と協議する。
- (2) 本設置要領に基づく委員会運営は平成31年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成30年5月22日から運用する。

国産ジビエ認証委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

委 員

	かきうち ただまさ 垣内 忠正	(株)ART CUBE 代表取締役
○	かじ こういち 梶 光一	東京農工大学 教授
	かただ かつのり 片田 勝紀	(一社) 全国日本調理技能士会連合会 会長
	きくち しほ 菊池 志帆	北海道生活環境部環境局生物多様性保全課 エゾジカ対策グループ 主査
	こじま やすなり 小島 康成	(株)小島商店 取締役副社長
	ささき ようへい 佐々木 洋平	(一社) 大日本獣友会 会長
□	たかい しんじ 高井 伸二	北里大学 教授
	たむら きよとし 田村 清敏	(一社) 日本フードサービス協会 理事・事務局長
	はばさき ふみお 巾崎 史生	長野県林務部 森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室 室長
	ふじき のりひこ 藤木 徳彦	(一社) 日本ジビエ振興協会 理事長
□	まるやま ゆたか 丸山 豊	(一社) 日本オーガニック検査員協会 副代表理事
	みやじま しげお 宮島 成郎	日本ハム・ソーセージ工業協同組合 専務理事
□	もりた ゆきお 森田 幸雄	東京家政大学 教授
	やまだ けん 山田 研	辻調理師専門学校 副校長

※ ○印は、委員長 □：認証部会委員（委員会と兼務）

オブザーバー

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長

農林水産省農村振興局農村環境課長

農林水産省農村振興局鳥獣対策室長

農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室長

農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室長

国産ジビエ認証委員会認証部会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

委 員

○	たか い 高井	しん じ 伸二	北里大学 教授
	まる やま 丸山	ゆたか 豊	(一社) 日本オーガニック検査員協会 副代表理事
	もり た 森田	ゆき お 幸雄	東京家政大学 教授

※ ○印は、部会長

オブザーバー

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長

農林水産省農村振興局農村環境課長

農林水産省農村振興局鳥獣対策室長

農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室長

農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室長